

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目	医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。	
7 診療科目別の診療日	標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載	
8 診療科目別の診療時間	医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床の別）	
9 病床種別及び届出又は許可病床数	医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数）	
(2) 診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段	病隣等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載	
11 診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別	敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。 (i)の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。） (ii)の駐車場の有料・無料の区別を記載 (iii)の駐車場の有料・無料の区別を記載
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合はそのアドレスを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合はそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別紙1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3) 院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国語の種類		別紙1の2)
20 障害者に対するサービス内容		別紙1の3)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の4)
22 受動喫煙を防止するための措置		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合はその人数を記載（※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載）
23 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		

(4) 費用負担等				別紙1の5)
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類		(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
25	選定療養			
26	治療の実施の有無及び契約件数			選挙法(昭和35年法律第145号)に規定する治療を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治療実施に係る契約件数
27	クレジットカードによる料金の支払いの可否			
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項				
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス				
28	専門医の種類及び人数			別紙1の6)
29	併設している介護施設			別紙1の7)
30	対応することができる疾患又は治療の内容			別紙2
31	対応することができる短期滞在手術			別紙1の8)①(日帰り手術) 別紙1の8)②(1泊2日手術)
32	専門外来の有無及び内容			診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
33	健康診断及び健康相談の実施		(i) 健康診断の実施の有無及び内容 (ii) 健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。 内容については、「がん」に関する健康相談、「生活習慣病」に関する健康相談、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
34	対応することができる予防接種			別紙1の9)
35	対応することができる在宅医療			別紙1の10)※同一敷地内に併設されているもの
36	対応することができる介護サービス			別紙1の11)
37	セカンド・オピニオンに関する状況		(i) セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無 (ii) セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金 (i) 地域連携クリティカルパスの有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を示す文書を患者又はその家族に提供すること) 患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っているかどうか。また、セカンド・オピニオンを自費診療としている場合の料金 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。 退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
38	地域医療連携体制			
39	地域の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無			

3. 医療の実績、結果に関する事項		
40 診療所の人員配置	(イ) 医療従事者の人員数	別紙1の12) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせて記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務に基づき計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、項に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
41 看護師の配置状況		有床診療所の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。
42 法令上の義務以外の医療安全対策	(イ) 医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等分析事業)又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事業に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
43 法令上の義務以外の院内感染対策	(イ) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
44 電子カルテシステムの導入の有無		診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
45 情報開示に関する窓口の有無	(イ) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	当該診療所における患者に対する治療結果に関する分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
46 治療結果情報	(ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	治療結果に関する分析の結果に応じて提供しているかどうか。
47 患者数	(i) 病床種別ごとの患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
	(ii) 外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まれない。
	(iii) 在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
48 平均在院日数		報告する年度の前年度の【(入院患者延数÷(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別)
49 患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
	(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	
1) 時間外(休日夜間)対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療をとれる体制を整えていること
	2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応		診療時間外(含む休日・夜間)に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
	3 連携する病院又は診療所への電話の転送		病院・診療所が、診療時間外(含む休日・夜間)に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2) 障害者に対する配慮	1 手話による対応		
	2 施設内の情報の表示		視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	3 音声による情報の伝達		音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	4 施設内点字ブロックの設置		点字により診療の案内等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	5 点字による表示		
3) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施		高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がなされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4) 受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施		出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
	2 喫煙室の設置		
5) 医療保険、公費負担等	1 保険医療機関		健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関
	2 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関		保険医療機関以外の医療機関
	3 労災保険指定医療機関		労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
	4 更生医療指定医療機関		障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	5 育成医療指定医療機関		障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	6 精神通院医療指定医療機関		障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
	7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関		身体障害者福祉法(昭和24年法律第289号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
	8 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
	9 精神保健指定医の配置されている医療機関		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
	10 生活保護法指定医療機関		生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うこととを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が指定する医療機関
	11 医療保護施設		生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うこととを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が指定する医療機関
	12 結核指定医療機関		結核指定医療機関
	13 指定養育医療機関		母子保護法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
	14 戦傷病者特別優遇法指定医療機関		戦傷病者特別優遇法(昭和38年法律第168号)により、重傷者等であった者の公務上の傷害に關し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
	15 原子爆弾被害者医療指定医療機関		原子爆弾被害者に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関		原子爆弾被害者に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
	18 公費医療機関		公費医療法(昭和23年法律第156号)により、同法に規定する医療の給付を担当する医療機関
	19 母体保護法指定医の配置されている医療機関		母体保護法(昭和23年法律第156号)により、同法に規定する医療の給付を担当する医療機関
20) 特定機能病院			医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院

記載上の留意事項

別表1

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	地域医療支援病院	医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
21	災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付建設政発第485号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
22	へき地拠点病院	「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
23	へき地拠点病院	「へき地保健医療対策事業について(昭和52年7月6日付医政第69号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を改善、原則として、初級救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
24	小児救急医療拠点病院	「小児救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医政第69号)」により、原則として、重症及び複雑な診療科領域にわたるすべての重要な救急患者を24時間体制で受け入れる救急救急医療機関として、都道府県が要請する病院
25	救命救急センター	医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
26	臨床研修指定病院	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院
27	外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院	「がん診療連携拠点病院の整備について(平成18年2月1日付建設政第0201004号)」により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
28	がん診療連携拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年建設政第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が指定した病院
29	エイズ治療拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について(平成19年建設政第0419001号通知)」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が指定した病院
30	肝疾患診療連携拠点病院	「特定疾患治療研究事業について(昭和48年府令第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が当該研究事業を委託した医療機関
31	特定疾患治療研究事業委託医療機関	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料」の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所
32	在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、厚生労働大臣が指定する病院における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)別表の診断群分類数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定した病院
33	DPO対象病院	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、特掲にかかっている児童に対する必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
34	指定療育機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、指定された「養育施設」に規定された「医療機関」
35	小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付厚保発第0823001号)により、常時の母体及び新生児臨床検査受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設
36	無料診療事業実施医療機関	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付厚保発第0823001号)により、産科及び小児科(新生児診療科を相当するもの)等を備え、同産期に係る比較的高度な医療行為を行うことのできる医療施設
37	総合周産期母子医療センター	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付厚保発第0823001号)により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
38	地域周産期母子医療センター	「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について(平成14年8月29日付厚保発第0329008号)」により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関
39	不妊専門相談センター	
40	思春期相談クリニック事業実施医療機関	
6	学会認定医・専門医	
	1 整形外科専門医(社)日本整形外科学会)	医療法第6条の5第1項第7号及び「医療、福祉関係若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)は当該機関は当該専門医の人数(非常勤を含む)には常勤換算により記載すること
	2 皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会)	同上
	3 放射線科専門医(社)日本放射線科学会)	同上
	4 放射線科専門医(社)日本医学放射線科学会)	同上
	5 眼科専門医(財)日本眼科学会)	同上
	6 産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会)	同上
	7 耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会)	同上
	8 泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会)	同上
	9 形成外科専門医(社)日本形成外科学会)	同上
	10 病理専門医(社)日本病理学会)	同上
	11 内科専門医(社)日本内科学会)	同上
	12 外科専門医(社)日本外科学会)	同上

別表1

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	13 腫瘍専門医((社)日本腫瘍学会)	同上
	14 肝臓専門医((社)日本肝臓学会)	同上
	15 感染症専門医((社)日本感染症学会)	同上
	16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	同上
	17 血液専門医((社)日本血液学会)	同上
	18 循環器専門医((社)日本循環器学会)	同上
	19 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)	同上
	20 消化器病専門医((財)日本消化器病学会)	同上
	21 腎臓専門医((社)日本腎臓学会)	同上
	22 小児科専門医((社)日本小児科学会)	同上
	23 口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会)	同上
	24 内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会)	同上
	25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	同上
	26 超音波専門医((社)日本超音波医学会)	同上
	27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	同上
	28 透視専門医((社)日本透視医学会)	同上
	29 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会)	同上
	30 リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)	同上
	31 老年病専門医((社)日本老年医学会)	同上
	32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸腹部外科学会)	同上
	33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	同上
	34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	同上
	35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸腹部外科学会)	同上
	36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	同上
	37 消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)	同上
	38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	同上
	39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	同上
	40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	同上
	41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	同上
	42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	同上
	43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	同上
	44 漢方専門医((社)日本東洋医学会)	同上
	45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	同上
	46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	同上
	47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)	同上
	48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	同上
	49 アレルギー専門医(社団法人日本アレルギー学会)	同上
	50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	同上
	51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	同上

別表1

【診療所用】

原生労働者令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7) 併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 居宅介護支援事業所 4 介護予防支援事業所 5 老人介護支援センター 6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション 7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所 8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所 9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所 10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所 11 特定施設又は介護予防特定施設 12 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所 13 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 14 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム 15 地域密着型特定施設 16 地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び病歴上の世話を行うことを目的とする施設 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その当該介護の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下、この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅介護支援事業(居宅介護サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防支援事業(介護予防サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を期に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要を助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を期に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める活動の総称をいう。を行うことを目的とする施設 ①居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び介護を行うことを目的とする施設 ①居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づいて認知症の疑いのある状態により日常生活に支障が生じる程度に達し、かつその他の認知機能が低下し、状態が以下「認知症」という。であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者であって、認知症であるものについて、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 ①居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定める介護予防施設に通わせ、若しくは短期間泊りさせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 ②居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定める介護予防施設に通わせ、若しくは短期間泊りさせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 ①要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設又は②要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(「介護専用型特定施設」のうち、その入居定員が29人以下であるもの)
8) 対応可能な短期滞在手術	1 皮膚、皮下腫瘍摘出術 2 腫瘍手術 3 半月板切除術 4 手根管開放手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 同上 同上 同上

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	5 水晶体再建術	同上
	6 乳頭腫瘍摘出術	同上
	7 気管支狭窄拡張術	同上
	8 気管支腫瘍摘出術	同上
	9 ヘルニア手術	同上
	10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術	同上
	11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	同上
	12 経尿道的レーザー前立腺切除術	同上
		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
②1 油2日手術	1 関節腫瘍摘出術	同上
	2 半月板縫合術	同上
	3 靭帯断裂縫合術	同上
	4 胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
	5 顎下線腫瘍摘出術	同上
	6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術	同上
	7 下眼精脈縮手術	同上
	8 腹腔鏡下胆嚢摘出術	同上
	9 腹腔鏡下虫垂切除術	同上
	10 痔核手術	同上
	11 経尿道的尿管結石除去術	同上
	12 尿失禁手術	同上
	13 子宮頸部切除術	同上
	14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	同上
	15 子宮内腫瘍摘出術	同上
9) 対応可能な予防接種	1 ジフテリアの予防接種	
	2 破傷風の予防接種	
	3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種	
	4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
	5 ポリオの予防接種	
	6 麻疹の予防接種	
	7 風疹の予防接種	
	8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種	
	9 日本脳炎の予防接種	
	10 BCGの予防接種	
	11 インフルエンザの予防接種	
	12 おたふくかぜの予防接種	
	13 水痘の予防接種	
	14 A型肝炎の予防接種	
	15 B型肝炎の予防接種	
	16 コレラの予防接種	
	17 狂犬病の予防接種	
	18 黄熱病の予防接種	

別表1

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	19 肺炎球菌感染症の予防接種	
10) 対応可能な在宅医療		
①在宅医療	1 往診(終日対応することができるものに限る。)	24時間の往診が可能な場合に選択
	2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
	3 地域連携退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 在宅患者訪問診療	同上
	5 在宅時医学総合管理	同上
	6 在宅末期医療総合診療	同上
	7 救急搬送診療	同上
	8 在宅患者訪問看護・指導	同上
	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	同上
	11 訪問看護指示	同上
	12 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	13 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	14 歯科訪問診療	同上
②在宅療養指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	1 退院前在宅療養指導管理	同上
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅自己腹膜透析指導管理	同上
	4 在宅血液透析指導管理	同上
	5 在宅酸素療法指導管理	同上
	6 在宅中心静脈栄養療法指導管理	同上
	7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
	8 在宅自己導尿指導管理	同上
	9 在宅人工呼吸指導管理	同上
	10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	11 在宅薬性腫瘍患者指導管理	同上
	12 在宅認知症対応者処遇指導管理	同上
	13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
	14 在宅高齢血圧症患者指導管理	同上
	15 在宅気管切開患者指導管理	同上
	16 寝たきり老人訪問指導管理	同上
③診療内容		診療内容に合致するものを選択
	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
	6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
	7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
	8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	9 人工呼吸の管理	診療内容に合致するものを選択
	10 レスビレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択
	11 モニター測定(血圧、心拍等)	診療内容に合致するものを選択
	12 酸素カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択
	13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
	14 在宅モニターケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他の施設との連携	<p>1 病院との連携</p> <p>2 診療所との連携</p> <p>3 訪問看護ステーションとの連携</p> <p>4 居宅介護支援事業所との連携</p> <p>5 薬局との連携</p>
11) 対応可能な介護保険サービス		
①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
	2 介護準備施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
	3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設(療養病床等)に入所する要介護者に対し、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うもの管理、看護、医事管理の下における介護その他の世話をいう。
②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を利用できるように心身の状況、環境、本人や家族の希望等をつけ、利用するサービスの種別・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため、事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うものをいう。
③居宅サービス	1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅老人福祉施設(昭和38年法律第133号)に規定する介護老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居宅を営む。以下同じ。)(において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。))について、その者の居宅において介護に該当するものを除く。をいう。
	2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護士等が提供して行われる入浴の介護をいう。
	3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護士等が提供して行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
	4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
	5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病状、診療又は薬剤師、歯科医師、薬剤師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
	6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉施設(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通信して当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を他の日常生活上の世話を定めて定めるもの及び機能訓練を行うこと認知的症候型通所介護に該当するものを除く。をいう。
	7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に運ばせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
	8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉施設(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を他の日常生活上の世話を定めて定めるもの及び機能訓練を行うこと認知的症候型短期入所施設に該当するものを除く。をいう。
	9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医事管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を定めて定めるもの及び機能訓練を行うこと認知的症候型短期入所施設に該当するものを除く。をいう。
10 特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)		介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
11 福祉用具貸与		介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下した日常生活の自立を助けるためのもの)をいう。のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
12 特定福祉用具販売		介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排泄の用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
④地域密着型サービス		<p>1 夜間対応型訪問介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等で定める者により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。</p> <p>2 認知症対応型通所介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づいて認知症の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能が低下した状態にあるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に連わせ、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを行う。</p> <p>3 小規模多機能型居宅介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その意がわかれていない環境等に依り、その者の選択に基づき、その者の居宅等に連わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを行う。</p> <p>4 認知症対応型共同生活介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを行う。</p> <p>5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限定されるものうち、その入居定員が29人以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。</p> <p>6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。</p>
⑤介護予防支援		<p>1 介護予防支援 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を通じて、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等をつき、利用するサービスの種類、内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため、事業者等と連携調整等を行うものという。</p>
⑥介護予防サービス		<p>1 介護予防訪問介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けたいものについて、その者の居宅において、その介護予防身体上又は介護上上の障害があるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。(以下同じ。)を目的として、介護予防省令で定める期間にわたり行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。</p> <p>2 介護予防訪問入浴介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴の介護をいう。</p> <p>3 介護予防訪問看護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいう。</p> <p>4 介護予防訪問リハビリテーション 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、その者の居宅において、看護師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。</p> <p>5 介護予防居宅療養管理指導 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、看護師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。</p> <p>6 介護予防通所介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイサービスセンター等に連わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことを行う。</p> <p>7 介護予防通所リハビリテーション 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に連わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいう。</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める介護及び機能訓練その他に、日常生活上の支援を行うことを行う。</p> <p>9 介護予防短期入所療養介護 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める介護及び機能訓練その他に、日常生活上の支援を行うことを行う。</p> <p>10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護予防型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。</p>

別表1

【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	11 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちにその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
	12 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。
① 介護予防地域密着型サービス	1 介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターに連わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、当該拠点において、及び機能訓練を行うことをいう。
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者(厚生労働省令で定める状態である者に限る。)であつて認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態である者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
12) 医療従事者	1 医師	
	2 歯科医師	
	3 薬剤師	
	4 看護師及び准看護師	
	5 助産師	
	6 歯科衛生士	
	7 診療放射線技師	
	8 理学療法士	
	9 作業療法士	

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
6 診療科目		
7 診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
8 診療科目別の診療時間		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
(2) 診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(i) 駐車場の有無	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
10 診療所の駐車場	(ii) 駐車台数	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
	(iii) 有料又は無料の別	患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用ホームページアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合はそのアドレスを記載
12 案内用電子メールアドレス		
13 診療科目別の外来受付時間		
14 予約診療の有無		
(3) 院内サービス・アメニティ		
15 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16 対応することができる外国語の種類		別紙1の1)
17 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
18 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
19 喫煙喫煙を防止するための措置		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		別紙1の4)
(4) 費用負担等		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

<p>2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項</p> <p>(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス</p> <p>23 専門医の種類及び人数</p> <p>24 対応することができる疾患又は治療の内容</p> <p>25 専門外来の有無及び内容</p> <p>26 健康診断及び健康相談の実施</p> <p>27 対応することができる在宅医療</p>	<p>別紙1の5)</p> <p>別紙2</p> <p>診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設けているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字數制限を設けることができる。</p> <p>内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容については、都道府県が定める様式において、字數制限を設けることができる。</p> <p>内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字數制限を設けることができる。</p> <p>別紙1の6)</p>
<p>3. 医療の実績、結果に関する事項</p> <p>28 歯科診療所の人員配置</p> <p>29 情報開示に関する窓口の有無</p> <p>30 患者数</p> <p>31 患者満足度の調査</p>	<p>別紙1の7)</p> <p>常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づき立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱」に基づき常勤換算した数とを差しあわせて記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にあたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。</p> <p>診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。</p> <p>「外来患者の数は「1日平均患者数」とし、「医療法第28条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。この場合、在宅患者数に在宅患者数は含めない。</p> <p>患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。</p> <p>(i) アンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。</p>

【歯科医診療所用】

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	
1) 障害者に対する配慮	1 手話による対応	1 施設内の情報の表示	1 視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	2 施設内の情報の伝達	2 音声による情報の伝達	2 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	3 音声による表示	3 点字による表示	3 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
2) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施		高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がなされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
3) 受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施		出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋の設置がなされていること
	2 喫煙室の設置		
4) 医療保険、公費負担等	1 保険医療機関		健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関
	2 老人保健法(昭和27年法律第80号)第6条に規定する医療保険金法及び同法に基づき療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関		保険医療機関以外の医療機関
	3 労災保険指定医療機関		労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
	4 更生医療指定医療機関		障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	5 育成医療指定医療機関		障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	6 精神通院医療指定医療機関		障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
	7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳により、身体障害者福祉に係る、都道府県知事の手帳を受けた医師を配置している医療機関
	8 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づき指定病院又は応急入院指定病院		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
	9 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
	10 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関		生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
	11 医療保護施設		生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対し、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
	12 結核指定医療機関		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
	13 指定養育医療機関		母子健康法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
	14 戦傷病者特別援護法指定医療機関		戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公費上の療養に關し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
	15 原子爆弾被害者医療指定医療機関		原子爆弾被害者医療法(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関		原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
	17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院
	18 公費医療機関		公費医療法の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病に關する療養の給付を担当する医療機関
	19 母体保護法指定医の配置されている医療機関		母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
	20 特定機能病院		医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研究を実施する能力等を備えた病院として、厚生労働大臣が個別に承認する病院
	21 地域医療支援病院		医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医療を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関として、都道府県知事が個別に承認する病院
	22 災害拠点病院		災害拠点病院整備推進法の事項について(平成8年5月10日付建設省令第435号)により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
	23 へき地拠点病院		「へき地医療確保対策事業」について(平成13年5月16日付医政発第529号)により、へき地診療所等への代診医療の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療支援等の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
	24 小児救急医療拠点病院		「救急医療対策の整備事業」について(昭和52年7月6日付医発第692号)により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院

記載上の留意事項

【歯科医診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
25 救命救急センター	厚生労働大臣が定めるもの	「救急医療対策の整備 事業」について(昭和52年7月6日付医発第692号)により、原則として、重症及び頻数の診療科領域にわたるすべての重要な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
26 臨床研修指定病院		医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を定めたす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
27 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院		外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第七十条等の特別等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院
28 がん診療連携拠点病院		「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成18年2月1日付医発第0201004号)により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
29 エイズ治療拠点病院		「エイズ治療の拠点病院の整備について」(平成5年健康発第825号)により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
30 特定疾患診療連携拠点病院		「特定疾患診療体制の整備について」(平成19年健康発第0419001号通知)により、地域における特定疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
31 特定疾患治療研究事業委託医療機関		「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年衛生発第242号)により、特定疾患の治療研究事業を行うに適當として都道府県が当該研究事業を委託した医療機関
32 在宅療養支援診療所		「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における在宅療養の提供に当たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料」の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)に「掲げる施設基準に適合しているもの」として地方社会保険事務局長に届け出た診療所
33 DPC対象病院		「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点教養に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受けられる病院として、厚生労働大臣が指定した医療機関
34 指定療養機関		児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関		児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっている児童に対し必要となる医療を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関
36 無料低額診療事業実施医療機関		社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金をで診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
37 総合周産期母子医療センター		「母子保健医療政策等総合支援事業の取組について」(平成17年8月28日付医発第0823001号)により、常陸の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊婦中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設
38 地域周産期母子医療センター		「母子保健医療政策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月28日付医発第0823001号)により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度の医療行為を行うことができる医療施設
39 不妊専門相談センター		「母子保健医療政策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月28日付医発第0823001号)により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
40 思春期相談クリニック事業実施医療機関		「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について」(平成14年3月29日付医発第0829008号)により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関
5) 学会認定医・専門医		医療法第六条の五第一項第七号及び「医療・歯科医業法」は助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体に属する医師、歯科医師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの、該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む)は常勤換算により記載すること
1 整形外科専門医(社)日本整形外科学会)		同上
2 皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会)		同上
3 麻酔科専門医(社)日本麻酔科学会)		同上
4 放射線科専門医(社)日本医学放射線学会)		同上
5 眼科専門医(社)日本眼科学会)		同上
6 産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会)		同上
7 耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会)		同上
8 泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会)		同上
9 形成外科専門医(社)日本形成外科学会)		同上
10 病理専門医(社)日本病理学会)		同上
11 内科専門医(社)日本内科学会)		同上
12 外科専門医(社)日本外科学会)		同上
13 糖尿病専門医(社)日本糖尿病学会)		同上
14 肝臓専門医(社)日本肝臓学会)		同上
15 感染症専門医(社)日本感染症学会)		同上
16 救急科専門医(有隣責任中間法人日本救急医学会)		同上
17 血液専門医(社)日本血液学会)		同上
18 循環器専門医(社)日本循環器学会)		同上

【歯科医療診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	同上
	11 訪問看護指示	同上
	12 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	13 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	14 歯科訪問診療	同上
	②在宅療養指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	1 退院前在宅療養指導管理	同上
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅自己服薬灌流指導管理	同上
	4 在宅血液透析指導管理	同上
	5 在宅療養療法指導管理	同上
	6 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
	7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
	8 在宅自己導尿指導管理	同上
	9 在宅人工呼吸指導管理	同上
	10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	11 在宅悪性腫瘍患者指導管理	同上
	12 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
	13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
	14 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
	15 在宅気管切開患者指導管理	同上
	16 寝たきり老人訪問指導管理	同上
	③診療内容	
	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
	6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
	7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
	8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
	9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
	10 レスビレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択
	11 モニター測定(血圧・心拍等)	診療内容に合致するものを選択
	12 尿カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択
	13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
	14 在宅モニターケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他の施設との連携	
	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択

【歯科医診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
	4 在宅介護支援事業所との連携	常時在宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	5 薬局との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
7) 医療従事者	1 医師	
	2 歯科医師	
	3 薬剤師	
	4 看護師及び准看護師	
	5 助産師	
	6 歯科衛生士	
	7 診療放射線技師	
	8 理学療法士	
	9 作業療法士	

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 助産所の名称		
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2) 助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	(I) 駐車場の有無 (II) 駐車台数 (III) 有料又は無料の別	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 (I)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) (II)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
10 案内用ホームページアドレス		
11 案内用電子メールアドレス		
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		別紙1の1)
15 助産所の業務形態		就業時間以外における対応が可能かどうか。
16 時間外における対応の有無		
(3) 院内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		別紙1の2)
18 障害者に対するサービス内容		別紙1の3)
19 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の4)
20 受動喫煙を防止するための措置		
(4) 費用負担等		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

<p>2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項</p> <p>(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス</p> <p>22 家族付き添い室の有無</p> <p>23 妊産婦等に対する相談又は指導</p>		<p>出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。</p> <p>別紙1の5)</p>
<p>3. 医療の実績、結果に関する事項</p> <p>24 助産所の人員配置</p> <p>25 分娩取扱数</p> <p>26 妊産婦等満足度の調査</p>	<p>(イ) 医療従事者の人員数</p> <p>(イ) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無</p> <p>(ロ) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無</p>	<p>別紙1の6)</p> <p>常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせて記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務により、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。</p> <p>報告する年度の前年度の分娩件数</p> <p>妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。</p> <p>(イ)のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。</p>

【助産所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1) 助産所の業務形態	1 助産所内における業務の実施 2 出張による業務の実施	
2) 障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が提示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり、点字の案内板の設置等がなされていること
4) 受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5) 妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談 2 母乳育児相談 3 栄養相談 4 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。) 5 女性の健康相談 6 訪問相談又は訪問指導	その他の育児相談も含む。 思春期の保健対策と健康教育を含む。
6) 医療従事者	4 看護師及び准看護師 5 助産師	